

阪南市市民活動センター運営業務受託候補者選定基準

一次審査（書類審査） 15点

	評価項目	着眼点	配点
①	業務実績 (様式3により評価)	仕様書の「IV 業務内容」に準じた業務の実績があるか	5点
②	業務体制 (様式4により評価)	実施体制に無理がないか	10点

二次審査（プロポーザル） 85点

	評価項目	着眼点	配点
①	基本方針	申請理由や市民公益活動の捉え方、運営方針が明確となっているか	10点
②	企画提案内容 (相談・連携調整(コーディネート)業務)	相談の受け方から記録・助言・必要な他機関の紹介・フォローまでの進め方が、分かりやすく具体的に示され実現可能となっているか。	15点
③	企画提案内容 (人材の育成業務)	担い手の育成プロセスが、具体的に示され実現可能となっているか。	15点
④	企画提案内容 (連携・ネットワーク形成業務)	交流の場づくりからマッチング・継続フォローまでの方法が、対象や頻度と合わせて具体的に示され協働の成果が見込めるか。	15点
⑤	企画提案内容 (市の重点的取組(地域活性化・協働の推進)の推進)	市との役割分担を踏まえ、まちづくり協議会支援・アンバサダー連携・デジタル相談の進め方と成果の出し方が具体的に示され実現可能となっているか。	15点
⑥	企画提案内容 (情報の収集・発信・登録管理業務)	情報を集めて整理・発信する方法が、具体的に示され実現可能となっているか。	10点
⑦	金額	見積額が妥当であること(価格は定めた基準で別途評価)。	5点